

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則

平成16年4月1日
基本規則第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 役員（第5条－第12条）
- 第3章 職員（第13条）
- 第4章 副学長、研究科長等（第14条－第20条）
- 第5章 審議機関等（第21条－第25条）
- 第6章 機構（第26条－第27条の2）
- 第7章 事務組織（第28条）
- 第8章 財務及び会計（第29条－第33条）
- 第9章 本法人の学内規則（第34条）
- 第10章 雑則（第35条・第36条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本法人」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本法人は、事務所を奈良県生駒市高山町8916番地の5に置く。

（目的）

第3条 本法人は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき、国立大学を設置し、運営することを目的とする。

（設置する大学）

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる国立大学を設置する。

奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）

大学院

先端科学技術研究科（以下「研究科」という。）

附属デジタルグリーンイノベーションセンター

附属メディルクス研究センター
総合情報基盤センター
附属図書館
学内共同教育研究施設
生命科学研究基盤センター
マテリアル研究プラットフォームセンター
データ駆動型サイエンス創造センター
ARWIT推進センター
保健管理センター

- 2 前項の研究科に、先端科学技術分野に係る学術研究の進展等に適切かつ柔軟に対応する教員組織として、次の領域を置く。
- (1) 情報科学領域
 - (2) バイオサイエンス領域
 - (3) 物質創成科学領域
- 3 本学の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 役員

(役員)

- 第5条 本法人に、役員として、学長、理事4人以内（1人以上の非常勤の理事（その任命の際現に本法人の役員又は職員でない者に限る。）を置く場合は、5人以内）及び監事2人を置く。
- 2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも1人は、常勤としなければならない。

(学長)

- 第6条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

(学長の任期)

- 第7条 学長の任期に関し必要な事項は、別に定める。

(学長の職務の代理等)

- 第8条 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理し、学長が欠員のときは、当該理事が、その職務を行う。

(学長選考・監察会議)

- 第9条 学長の選考及び解任に関し文部科学大臣に申出を行うため、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

(理事)

第10条 理事は、学長を補佐し、学長が指定する業務を掌理する。

2 理事は、学長が任命する。

3 理事の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、理事の在職する期間は、当該理事を任命する学長の在職する期間を限度とする。

(監事)

第11条 監事は、本法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成するものとする。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、本法人が法人法又は法人法において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

5 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告するものとする。

6 監事は、文部科学大臣が任命する。

7 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する法人法第35条の2の規定により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任されることができる。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

8 監事に関し必要な事項は、別に定める。

(監事候補者選考会議)

第11条の2 文部科学大臣が監事を任命するに当たり、監事候補者

- を選考するため、監事候補者選考会議を置く。
- 2 監事候補者選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

- 第12条 学長の意思決定に先立ち、本法人の重要事項について議決する機関として、役員会を置く。
- 2 前項の重要事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 中期目標についての意見（本法人が法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項
 - (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (4) 本学、研究科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (5) その他役員会が定める重要事項
- 3 役員会は、学長及び理事（以下この条で「構成員」という。）で組織する。
- 4 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 議長は、役員会を主宰する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長の職務を代理する。
- 7 役員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 8 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 職員

(職員)

- 第13条 本法人に、職員として、教員、一般職員その他必要な職員を置く。
- 2 教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 3 一般職員は、事務職員、技術職員、看護職員及び教務職員とする。

第4章 副学長、研究科長等

(副学長)

- 第14条 学長の職務を助け、又は命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置く。
- 2 副学長は、理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 3 副学長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、副学長の在職する期間は、当該副学長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(研究科長)

- 第14条の2 研究科の運営をつかさどるため、研究科長を置く。
- 2 研究科長は、教員のうちから研究科長選考会議の選考により、学長が指名する。
- 3 研究科長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 研究科長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、研究科長の在職する期間は、当該研究科長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(副研究科長)

- 第14条の3 研究科長を補佐するため、副研究科長を置く。
- 2 副研究科長は、研究科長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 副研究科長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、副研究科長の在職する期間は、当該副研究科長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(領域長)

- 第15条 領域の運営をつかさどるため、領域長を置く。
- 2 領域長は、教員のうちから領域長選考会議の選考により、学長が指名する。
- 3 領域長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 領域長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、領域長の在職する期間は、当該領域長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(副領域長)

- 第15条の2 領域長を補佐するため、副領域長を置く。
- 2 副領域長は、領域長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 副領域長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、副領域長の在職する期間は、当該副領域長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(附属センター長)

- 第15条の3 研究科の附属センターの業務をつかさどるため、附属センター長を置く。
- 2 附属センター長は、教員のうちから研究科長の推薦に基づき、学

長が指名する。

- 3 附属センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、附属センター長の在職する期間は、当該附属センター長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(総合情報基盤センター長)

第16条 総合情報基盤センターの業務をつかさどるため、総合情報基盤センター長を置く。

- 2 総合情報基盤センター長は、理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 3 総合情報基盤センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、総合情報基盤センター長の在職する期間は、当該総合情報基盤センター長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(学内共同教育研究施設の長)

第17条 学内共同教育研究施設(以下この条で「センター」という。)の業務をつかさどるため、次に掲げる学内共同教育研究施設の長(以下この条で「センター長」という。)を置く。

- (1) 生命科学研究基盤センター長
 - (2) マテリアル研究プラットフォームセンター長
 - (3) データ駆動型サイエンス創造センター長
 - (4) ARWIT推進センター長
- 2 センター長は、理事又は職員のうちから学長が指名する。
 - 3 センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、センター長の在職する期間は、当該センター長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(保健管理センター所長)

第18条 保健管理センターの業務をつかさどるため、保健管理センター所長を置く。

- 2 保健管理センター所長は、教員のうちから学長が指名する。
- 3 保健管理センター所長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、保健管理センター所長の在職する期間は、当該保健管理センター所長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(事務局長)

第19条 事務局の業務をつかさどるため、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事又は職員のうちから学長が指名する。

(学長補佐)

第20条 学長及び理事の職務を補佐するため、学長補佐を置く。

2 学長補佐は、職員のうちから学長が指名する。

3 学長補佐の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、学長補佐の在職する期間は、当該学長補佐を指名する学長の在職する期間を限度とする。

第5章 審議機関等

(経営協議会)

第21条 本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの

(2) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの

(3) 学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な学内規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他本法人の経営に関する重要事項

3 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 学長が指名する副学長

(4) 管理部長

(5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

4 経営協議会の委員の過半数は、前項第5号の委員でなければならない。

5 第3項第5号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を任命する学長の在職する期間を限度とする。

6 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

7 議長は、経営協議会を主宰する。

8 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長

の職務を代理する。

9 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

10 経営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教育研究評議会)

第22条 本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 中期目標についての意見に関する事項(前条第2項第1号に掲げる事項を除く。)

(2) 中期計画に関する事項(前条第2項第2号に掲げる事項を除く。)

(3) 学則(本法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な学内規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員人事に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他本学の教育研究に関する重要事項

3 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 学長が指名する副学長

(4) 研究科長

(5) 副研究科長

(6) 各領域長

(7) 各附属センター長

(8) 総合情報基盤センター長

(9) 各学内共同教育研究施設の長

(10) 保健管理センター所長

(11) 教育推進機構長

(12) 研究・イノベーション推進機構長

(13) 国際連携・人材開発推進機構長

(14) 事業推進部長

4 第14条の規定により、副学長(教育研究に関する重要事項に関

する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、学長は当該副学長を評議員として指名するものとする。

- 5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、教育研究評議会を主宰する。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長の職務を代理する。
- 8 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 教育研究評議会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評価会議)

第23条 本法人及び本学の業務の実績に関する評価を行う機関として、評価会議を置く。

- 2 評価会議に関し必要な事項は、別に定める。

(総合情報戦略会議)

第23条の2 本法人及び本学の情報化を推進する機関として、総合情報戦略会議を置く。

- 2 総合情報戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

(J-PEAKS推進会議)

第23条の3 本学の研究力の強化を推進する機関として、J-PEAKS推進会議を置く。

- 2 J-PEAKS推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(戦略企画本部)

第24条 本法人及び本学の業務に関する基本方針の企画及び立案を行う組織として、戦略企画本部を置く。

- 2 戦略企画本部に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第25条 法令又は必要に応じて委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 機構

(教育推進機構)

第26条 本学の教育に関する基本方針の具体化、一貫したキャリア支援等を行う組織として、教育推進機構を置く。

2 教育推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

(研究・イノベーション推進機構)

第27条 本学の研究の活性化及び高度化に係る施策の企画及び実施、産官学連携等を行う組織として、研究・イノベーション推進機構を置く。

2 研究・イノベーション推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

(国際連携・人材開発推進機構)

第27条の2 海外の教育研究機関との連携、学生の研究能力の向上支援等を行う組織として、国際連携・人材開発推進機構を置く。

2 国際連携・人材開発推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 事務組織

(事務局)

第28条 本法人及び本学の事務を処理する組織として、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 財務及び会計

(出資資産)

第29条 政府からの出資資産は、別表のとおりとする。

(出資資産の処分の制限)

第30条 前条の出資資産のうち重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、経営協議会の議を経るとともに、役員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(予算)

第31条 本法人の予算は、毎会計年度開始前に、学長が編成し、経営協議会の議を経るとともに、役員会の議決を得る。

2 予算に重要な変更、予算外の新たな義務負担又は権利の放棄をするときは、前項に準ずる。

(決算)

第32条 本法人は、準用通則法第38条第1項に規定する財務諸表及び同法同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を、毎会

計年度終了後3月以内に作成し、経営協議会の議を経るとともに、役員会の議決を得て、監査報告及び会計監査報告を添付して、文部科学大臣に提出する。

(会計)

第33条 本法人の会計は、国立大学法人会計基準により、原則として企業会計原則によるものとする。

2 会計に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 本法人の学内規則

(本法人の学内規則)

第34条 本法人は、この基本規則のほか、次に掲げるものを学内規則として制定する。

(1) 学則 本学の運営組織及び教育研究に関する重要事項

(2) 規則 会計、就業、安全衛生管理、危機管理又は人を対象とする研究における倫理に関する重要事項

(3) 規程 基本規則、学則若しくは規則に基づき定める事項又は本法人若しくは本学の運営に必要な事項

(4) 要領 業務の実施に関し必要な事項

(5) 細則 規程又は要領に基づき定める事項

2 「学則」は、教育研究評議会の議を経るとともに、役員会の議決を得て、学長が定める。この場合において、経営に関する事項は、経営協議会の議を経るものとする。

3 「規則」は、役員会の議決を得て、学長が定める。この場合において、経営に関する事項については経営協議会の議を、教育研究に関する事項については教育研究評議会の議を、それぞれ経るものとする。

4 「規程」は、役員会の議決を得て、学長が定める。この場合において、経営に関する事項については経営協議会の議を、教育研究に関する事項については教育研究評議会の議を、それぞれ経ることができる。

5 「要領」及び「細則」は、学長又は理事が定める。

6 前2項の規定にかかわらず、学長の任期に関する「規程」及び「細則」は、学長選考・監察会議の議を経て、学長が定める。この場合において、学長の任期に関する「規程」は、役員会の議決を得るものとする。

7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、学長の選考及び解任並びに学長選考・監察会議に関する「規程」及び「細則」は、学長選考・監察会議の議を経て、学長選考・監察会議の議長が定める。

第10章 雑則

(基本規則の改廃)

第35条 この基本規則を改廃しようとするときは、役員会の議決を得なければならない。この場合において、経営に関する事項は経営協議会の議を、教育研究に関する事項は教育研究評議会の議をそれぞれ経なければならない。

2 前項の場合において、第7条及び第9条の規定を改正しようとするときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。

(議決及び審議の省略)

第36条 第34条第2項から第4項まで、第6項及び第7項並びに前条の規定にかかわらず、役員会の議決を得、又は経営協議会、教育研究評議会若しくは学長選考・監察会議の議を経る必要がある学内規則を改正する場合において、当該学内規則を定める者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該議決又は審議を省略することができる。

- (1) 法令等(学内規則を含む。)の改正等による当該法令等の名称又は条名、項番号等の変更に関するもの
- (2) 組織の設置、改廃等による組織の名称又は職名の整備に関するもの
- (3) 字句の整備に関するもの
- (4) その他改正内容が形式的で軽微なもの

附 則

(施行期日)

1 この基本規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、学長選考会議の審議を経た日から、これを施行する。

(最初の学長の任期)

2 第7条の規定にかかわらず、平成16年4月1日に学長である者の学長の任期は、平成17年3月31日までとする。

(最初の研究科長の指名)

3 第14条の規定にかかわらず、最初の研究科長は、学長が指名する。

(最初の教育研究評議会の評議員)

4 最初の教育研究評議会は、学長及び理事で組織する。

(平成16年4月1日に制定する規約)

5 第34条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成1

6年4月1日に制定する規約は、学長が定める。

附 則

この基本規則は、平成17年6月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規則は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学企画室規程の廃止)

2 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学企画室規程(平成16年規程第93号)は、廃止する。

附 則

この基本規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この基本規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規則の施行の際現に国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の監事である者の任期については、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則第11条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基本規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則第4条の規定にかかわらず、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科は、平成30年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規則は、平成31年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日に就任する研究科長の任期)
- 2 平成30年4月1日施行附則第2項の規定により存続する情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科において、平成31年4月1日から就任する研究科長の任期は、第14条の2第4項の規定にかかわらず、1年とする。

附 則

この基本規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和3年5月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（以下「基本規則」という。）第5条第2項の規定は、この基本規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に置いている監事のうち施行日以後最初に任期が満了する者の当該任期が満了するまでの間は適用しない。

附 則

この基本規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和6年9月17日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この基本規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第29条関係）

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学に政府から出資された財産

	区 分	数 量	価 額
資産の部	土 地	9,756.72 m ²	743,957,500 円
	建 物	(建) 27,115.80 m ² (延) 102,269.19 m ²	13,183,252,000 円
	立木竹	—	53,928,050 円
	工作物 計	一式	5,689,053,000 円 19,670,190,550 円
	物 品	一式	909,092,613 円
	資産計		20,579,283,163 円
負債の部	産業投資 特別会計 借入金	—	1,764,850,000 円
合 計			18,814,433,163 円